



鳥取県公報

平成15年10月14日(火)

号外第128号

毎週火・金曜日発行

目 次

条 例	鳥取県港湾管理条例の一部を改正する条例(62)(空港港湾課)..... 2	2
	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例(63) (警察本部生活安全企画課)..... 4	4
	鳥取県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例(64)(教育委員会事務局高等学校課)... 5	5
	貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例(65)(審査課)..... 5	5
	鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例(66)()..... 9	9

——— 公布された条例のあらまし ———

鳥取県港湾管理条例の一部を改正する条例

- 1 知事は、港湾施設の使用許可の申請があった場合において、当該申請に係る行為が次のいずれかに該当すると認めるときは、許可をしないことができることとした。(第3条関係)
 - (1) 港湾施設をき損し、又は汚損するおそれのあるものであるとき。
 - (2) 港湾施設の能力に照らして適当でないものであるとき。
 - (3) 港湾の機能を妨げ、又は低下させるおそれがあるものであるとき。
 - (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、港湾の開発、利用若しくは保全に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものであるとき。
- 2 港湾施設のうち、航路、泊地及び道路を通常使用する場合には、許可を要しないこととした。(第3条関係)
- 3 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 4 施行期日等
 - (1) この条例は、公布の日から施行することとした。
 - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

- 1 風俗営業の営業時間の特例として条例で定める地域を示す市道米子中央線を県道米子港線に改めることとした。(第4条関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

鳥取県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例

- 1 新たに鳥取県立鳥取緑風高等学校を鳥取市に設置することとした。(第2条関係)
- 2 この条例は、平成15年11月1日から施行することとした。

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

- 1 看護職員養成施設を卒業した看護職員がその業務に従事する施設のうち、一定の条件を満たせば看護職

員修学資金の返還に係る債務が免除されるものの一部を次のとおり改めることとした。

改正後	現行
児童福祉法の規定により指定された独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関	児童福祉法の規定により指定された国立療養所
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法に規定する施設	心身障害者福祉協会法に規定する福祉施設

- 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 3 施行期日等
 - (1) この条例は、公布の日から施行することとした。
 - (2) 所要の経過措置を講じることとした。

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

- 1 貸金業の登録に係る手数料の額を1件につき150,000円(現行 43,000円)に引き上げることとした。(第2条関係)
- 2 貸金業の登録の更新に係る手数料の額を1件につき150,000円(現行 43,000円)に引き上げることとした。(第2条関係)
- 3 肥料取締法の一部改正に伴う所要の規定の整備を行うこととした。(第2条関係)
- 4 施行期日等
 - (1) この条例は、平成16年1月1日から施行すること。ただし、3は、公布の日から施行することとした。
 - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。

条 例

鳥取県港湾管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年10月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第62号

鳥取県港湾管理条例の一部を改正する条例

鳥取県港湾管理条例(昭和35年鳥取県条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号(以下「移動項等」という。)に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号(以下「移動後項等」という。)が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には、当該移動後項等(以下「追加項等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項及び号の表示を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項及び号の表示並びに追加項等を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(使用等の許可)</p> <p>第3条 港湾施設を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。<u>ただし、航路、泊地及び道路を通常使用する場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 知事は、前項の規定に基づく許可の申請があった場合において、当該申請に係る行為が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、<u>前項の許可をしないことができる。</u></p> <p>(1) <u>港湾施設をき損し、又は汚損するおそれがあるものであるとき。</u></p> <p>(2) <u>港湾施設の能力に照らして適当でないものであるとき。</u></p> <p>(3) <u>港湾の機能を妨げ、又は低下させるおそれがあるものであるとき。</u></p> <p>(4) <u>前各号に掲げるもののほか、港湾の開発、利用若しくは保全に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのあるものであるとき。</u></p> <p>3 第1項の許可を受けた者は、<u>当該許可に係る港湾施設に工作物その他の設備を設置し、又はこれらを変更しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。</u></p> <p>4 知事は、第1項及び前項の場合において、公益上必要があるときは、条件をつけることができる。</p>	<p>(使用の許可)</p> <p>第3条 港湾施設を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。<u>その使用の場所に工作物その他の設備を設置し、又はこれらを変更しようとするときもまた同様とする。</u></p> <p>2 知事は、前項の場合において、公益上必要があるときは、条件をつけることができる。</p>
<p>(使用料)</p> <p>第5条 第3条第1項又は第3項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表第1に定めるところにより、使用料を納付しなければならない。</p> <p>2及び3 略</p>	<p>(使用料)</p> <p>第5条 第3条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表第1に定めるところにより、使用料を納付しなければならない。</p> <p>2及び3 略</p>
<p>(許可の取消し等)</p> <p>第9条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>第3条第1項又は第3項の許可を取消し、制限し、又は原状の回復を命ずることができる。</u></p> <p>(1) <u>第3条第3項又は第6条から第8条までの規定に違反したとき。</u></p> <p>(2) <u>第3条第4項の規定による許可条件に違反したとき。</u></p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(許可の取消し等)</p> <p>第9条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>港湾施設の使用の許可を取消し、制限し、又は原状の回復を命ずることができる。</u></p> <p>(1) <u>第3条第1項後段又は第6条から第8条までの規定に違反したとき。</u></p> <p>(2) <u>第3条第2項の規定による許可条件に違反したとき。</u></p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p>
<p>(罰則)</p> <p>第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 第3条第1項の許可を受けないで、港湾施設を使用した者</p>	<p>(罰則)</p> <p>第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 第3条第1項の許可を受けないで、港湾施設を使用した者又は同項の設備を設置し、若しくは変更</p>

<p>(2) 第3条第3項の許可を受けないで同項の設備を設置し、又は変更した者</p> <p>(3) 第3条第4項の規定による許可条件に違反して使用した者</p> <p>(4) 略</p>	<p style="text-align: center;">した者</p> <p>(2) 第3条第2項の規定による許可条件に違反して使用した者</p> <p>(3) 略</p>
--	---

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取県港湾管理条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日以後に行われる新条例第3条第1項又は第3項の許可の申請について適用し、同日前に行われた改正前の鳥取県港湾管理条例第3条第1項の許可の申請については、なお従前の例による。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年10月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第63号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和59年鳥取県条例第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(風俗営業の営業時間の特例)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法第13条第1項の午前1時まで風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある地域として条例で定める地域は、接待飲食等営業、法第2条第1項第7号のまあじゃん屋及び同項第8号の営業につき次に掲げる地域とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 米子市角盤町二丁目、角盤町三丁目、朝日町、尾高町、西倉吉町及び東倉吉町の区域のうち、国道9号、<u>県道米子港線</u>、市道角盤町三丁目1号線、市道角盤町通り西線、市道尾高町通り線及び市道中町灘町橋線によって囲まれた区域</p>	<p>(風俗営業の営業時間の特例)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法第13条第1項の午前1時まで風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある地域として条例で定める地域は、接待飲食等営業、法第2条第1項第7号のまあじゃん屋及び同項第8号の営業につき次に掲げる地域とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 米子市角盤町二丁目、角盤町三丁目、朝日町、尾高町、西倉吉町及び東倉吉町の区域のうち、国道9号、<u>市道米子中央線</u>、市道角盤町三丁目1号線、市道角盤町通り西線、市道尾高町通り線及び市道中町灘町橋線によって囲まれた区域</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年10月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第64号

鳥取県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例

鳥取県立高等学校等設置条例（昭和39年鳥取県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前																		
<p>（鳥取県立高等学校の設置）</p> <p>第2条 鳥取県立高等学校を次のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名 称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県立鳥取湖陵高等学校</td> <td style="text-align: center;">鳥取市</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県立鳥取緑風高等学校</td> <td style="text-align: center;">鳥取市</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	略		鳥取県立鳥取湖陵高等学校	鳥取市	鳥取県立鳥取緑風高等学校	鳥取市	略		<p>（鳥取県立高等学校の設置）</p> <p>第2条 鳥取県立高等学校を次のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名 称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県立鳥取湖陵高等学校</td> <td style="text-align: center;">鳥取市</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	略		鳥取県立鳥取湖陵高等学校	鳥取市	略	
名 称	位 置																		
略																			
鳥取県立鳥取湖陵高等学校	鳥取市																		
鳥取県立鳥取緑風高等学校	鳥取市																		
略																			
名 称	位 置																		
略																			
鳥取県立鳥取湖陵高等学校	鳥取市																		
略																			

附 則

この条例は、平成15年11月1日から施行する。

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年10月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第65号

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例（昭和44年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。</p>	<p>知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。</p>

貸付金の種類	免除の条件	免除の範囲
略		
県内における看護職員（保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第2条、第3条、第5条又は第6条に規定する保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）の確保及び質の向上に資するため、看護職員養成施設（法第19条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する厚生労働大臣の指定した保健師養成所、法第20条第1号に規定する文部科学大臣が指定した学校若しくは同条第2号に規定する厚生労働大臣の指定した助産師養成所、法第21条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する厚生労働大臣の指定した看護師養成所又は法第22条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する都道府県知事の指定した准看護師養成所をいう。以下同じ。）に在学する者又は大学院の修士課程において看護に関する専門知識を修得しようとする者で、将来県内において看護職員の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金	1 看護職員養成施設（看護職員養成施設を卒業し、1年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がその都度定める期間。以下この号及び次号において同じ。）以内に他の看護職員養成施設に入学した場合は、当該他の看護職員養成施設）を卒業した日から1年以内に当該看護職員養成施設の卒業の資格に係る免許を取得し、かつ、当該免許取得後直ちに次に掲げる施設において看護職員の業務（イ（7）に掲げる施設にあっては助産師の業務、イ（8）に掲げる施設にあっては保健師の業務に限る。）に従事し、引き続き5年間その業務に従事したとき（イ（10）に掲げる施設の業務に従事する場合には、当該業務に従事する前に、病院、診療所又は介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第22項に規定する介護老人保健施設（以下「介護老人保健施設」という。）において3	

貸付金の種類	免除の条件	免除の範囲
略		
県内における看護職員（保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第2条、第3条、第5条又は第6条に規定する保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）の確保及び質の向上に資するため、看護職員養成施設（法第19条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する厚生労働大臣の指定した保健師養成所、法第20条第1号に規定する文部科学大臣が指定した学校若しくは同条第2号に規定する厚生労働大臣の指定した助産師養成所、法第21条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する厚生労働大臣の指定した看護師養成所又は法第22条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する都道府県知事の指定した准看護師養成所をいう。以下同じ。）に在学する者又は大学院の修士課程において看護に関する専門知識を修得しようとする者で、将来県内において看護職員の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金	1 看護職員養成施設（看護職員養成施設を卒業し、1年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がその都度定める期間。以下この号及び次号において同じ。）以内に他の看護職員養成施設に入学した場合は、当該他の看護職員養成施設）を卒業した日から1年以内に当該看護職員養成施設の卒業の資格に係る免許を取得し、かつ、当該免許取得後直ちに次に掲げる施設において看護職員の業務（イ（7）に掲げる施設にあっては助産師の業務、イ（8）に掲げる施設にあっては保健師の業務に限る。）に従事し、引き続き5年間その業務に従事したとき（イ（10）に掲げる施設の業務に従事する場合には、当該業務に従事する前に、病院、診療所又は介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第22項に規定する介護老人保健施設（以下「介護老人保健施設」という。）において3	

看護職員修学資金

年以上看護職員の業務に従事した場合に限る。この場合において、これらの施設のうちイ又はロに掲げる施設に該当するものにおいて看護職員の業務に従事した期間のうち当該免許取得後のものは、当該5年間の期間に含めるものとする。)

イ 県内の施設
 (1)~(5) 略
 (6) 児童福祉法第27条第2項の規定により指定された独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関

(7)~(10) 略
 ロ 県外の施設
 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)第11条第1号に規定する施設(以下「のぞみの園」という。)

2 大学院の修士課程(大学院の修士課程を修了し、1年以内に大学院の博士課程に進学した場合は、当該大学院の博士課程)を修了した日から1年以内に次に掲げる施設において看護職員の業務(イ(4)に掲げる施設)にあっては助

債務の全部

看護職員修学資金

年以上看護職員の業務に従事した場合に限る。この場合において、これらの施設のうちイ又はロに掲げる施設に該当するものにおいて看護職員の業務に従事した期間のうち当該免許取得後のものは、当該5年間の期間に含めるものとする。)

イ 県内の施設
 (1)~(5) 略
 (6) 児童福祉法第27条第2項の規定により指定された国立療養所

(7)~(10) 略
 ロ 県外の施設
 心身障害者福祉協会法(昭和45年法律第44号)第17条第1項第1号に規定する福祉施設(以下「福祉施設」という。)

2 大学院の修士課程(大学院の修士課程を修了し、1年以内に大学院の博士課程に進学した場合は、当該大学院の博士課程)を修了した日から1年以内に次に掲げる施設において看護職員の業務(イ(4)に掲げる施設)にあっては助

債務の全部

	<p>産師の業務、イ(5)に掲げる施設にあっては保健師の業務に限る。)に従事し、引き続き5年間その業務に従事したとき(イ(7)に掲げる施設の業務に従事する場合にあっては、当該業務に従事する前に、病院、診療所又は介護老人保健施設において3年以上看護職員の業務に従事した場合に限る。この場合において、これらの施設のうちイ又はロに掲げる施設に該当するものにおいて看護職員の業務に従事した期間のうち修士課程修了後のものは、当該5年間の期間に含めるものとする。)</p> <p>イ 略</p> <p>ロ 県外の施設 のぞみの園</p> <p>略</p> <p>略</p>		<p>産師の業務、イ(5)に掲げる施設にあっては保健師の業務に限る。)に従事し、引き続き5年間その業務に従事したとき(イ(7)に掲げる施設の業務に従事する場合にあっては、当該業務に従事する前に、病院、診療所又は介護老人保健施設において3年以上看護職員の業務に従事した場合に限る。この場合において、これらの施設のうちイ又はロに掲げる施設に該当するものにおいて看護職員の業務に従事した期間のうち修士課程修了後のものは、当該5年間の期間に含めるものとする。)</p> <p>イ 略</p> <p>ロ 県外の施設 福祉施設</p> <p>略</p> <p>略</p>
略		略	略
備考 略		備考 略	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に看護職員修学資金の貸付けの決定を受けた者でこの条例の施行の際現に次の表の左欄に掲げる施設において看護職員の業務に従事しているものが引き続き同表の右欄に掲げる施設において看護職員の業務に従事する場合における当該資金の返還に係る債務の免除については、改正後の貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第2項の規定により指定された国立療養所	独立行政法人国立病院機構法（平成14年法律第191号）第17条の規定による改正後の児童福祉法第27条第2項の規定により指定された独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関
心身障害者福祉協会法（昭和45年法律第44号）第17条第1項第1号に規定する福祉施設	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1項第1号に規定する施設

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年10月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第66号

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
（手数料の徴収） 第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。 （1）～（189）略 （190）貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第3条第1項の規定に基づく貸金業の登録 1件につき150,000円 （191）貸金業の規制等に関する法律第3条第2項の規定に基づく貸金業の登録の更新 1件につき150,000円 （192）～（201）略 （202）肥料取締法（昭和25年法律第127号）第4条第1項の規定に基づく同項第7号に掲げる普通肥料の登録 1件につき35,000円 （203）肥料取締法第4条第2項の規定に基づく同条第1項第6号に掲げる普通肥料の登録 1件につき18,000円 （204）肥料取締法第12条第2項の規定に基づく普通肥料の登録の更新 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額 ア 肥料取締法第4条第1項第6号に掲げる普通肥料 1件につき3,600円 イ 肥料取締法第4条第1項第7号に掲げる普通肥料 1件につき7,100円	（手数料の徴収） 第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。 （1）～（189）略 （190）貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第3条第1項の規定に基づく貸金業の登録 1件につき43,000円 （191）貸金業の規制等に関する法律第3条第2項の規定に基づく貸金業の登録の更新 1件につき43,000円 （192）～（201）略 （202）肥料取締法（昭和25年法律第127号）第4条第1項の規定に基づく同項第5号に掲げる普通肥料の登録 1件につき35,000円 （203）肥料取締法第4条第2項の規定に基づく同条第1項第4号に掲げる普通肥料の登録 1件につき18,000円 （204）肥料取締法第12条第2項の規定に基づく普通肥料の登録の更新 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額 ア 肥料取締法第4条第1項第4号に掲げる普通肥料 1件につき3,600円 イ 肥料取締法第4条第1項第5号に掲げる普通肥料 1件につき7,100円

(205)~(323) 略

2 略

(205)~(323) 略

2 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年1月1日から施行する。ただし、第2条第1項第202号から第204号までの改正は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取県手数料徴収条例（以下「新条例」という。）第2条第1項第190号の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる貸金業の規制等に関する法律及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律（平成15年法律第136号。以下「改正法」という。）第1条の規定による改正後の貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号。以下「新法」という。）第3条第1項の知事がする貸金業者の登録（施行日前2月に当たる日前にされた改正法第1条の規定による改正前の貸金業の規制等に関する法律（以下「旧法」という。）第3条第1項の知事がする貸金業者の登録の申請に係るものを除く。）について適用し、施行日前にされた旧法第3条第1項の知事がする貸金業者の登録及び施行日以後にされる新法第3条第1項の知事がする貸金業者の登録で施行日前にされた旧法第3条第1項の知事がする貸金業者の登録の申請（施行日前2月以内にされたものを除く。）に係るものについては、なお従前の例による。

3 新条例第2条第1項第191号の規定は、施行日以後にされる新法第3条第2項の更新について適用し、施行日前にされた旧法第3条第2項の更新については、なお従前の例による。